

## 職員の給与に関する規則

〔平成18年10月30日〕  
規則第4号

改正 平成21年10月8日規則第9号 令和2年2月3日規則第1号

職員の給与に関する規則（平成7年北但行政事務組合規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、職員の給与に関する条例（平成18年北但行政事務組合条例第7号）において準用する豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

**第2条** 給与等の支給は、豊岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成17年豊岡市規則第38号）第1条から第2条第3項第3号まで、第3条から第6条第4号まで及び第6条第6号から第7条第2項までを準用する。この場合において、「豊岡市の休日を定める条例（平成17年豊岡市条例第2号）」とあるのは「北但行政事務組合の休日を定める条例（平成7年北但行政事務組合条例第5号）」に、「豊岡市職員の勤務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年豊岡市条例第38号）」とあるのは「職務に専念する義務の特例に関する条例（平成7年北但行政事務組合条例第16号）」と読み替えるものとする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の職員の給与に関する規則（平成7年北但行政事務組合規則第18号）の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この規則による改正後の職員の給与に関する規則の相当規定によりなされたものとみなし、期間は、通算する。

**附 則**（平成21年10月8日規則第9号）抄

（施行期日）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

**附 則**（令和2年2月3日規則第1号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。